

公益社団法人奈良県看護協会監事報酬規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第105条、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号並びに公益社団法人奈良県看護協会（以下「本会」という。）定款第31条の規定に基づき、本会の監事報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において監事とは、常勤及び非常勤の監事をいう。

2 常勤監事とは、総会で選任された監事のうち、本会を主たる勤務地とする者をいい、非常勤監事とは、常勤監事以外の者をいう。但し、当面非常勤監事のみとする。

(報酬の種類及び支給方法)

第3条 監事報酬は、日額報酬とし、別表に定める。

2 監事報酬は、原則として監事の職務を執行した日（総会、理事会、監査）に支給する。

3 法令に基づき、監事報酬から控除すべき金額がある場合には、その監事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支給するものとする。

(報酬の決定基準)

第4条 監事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき、監事の協議によって決定する。

(補則)

第5条 この規則の実施に関し必要な事項は、監事の下承を得て会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益社団法人奈良県看護協会の設立の登記の日から施行する。

平成24年4月13日 一部改正

<別表>

1. 本給（監事）

（報酬日額）

号	金額	適用	
第1号	5,000円	監事（非常勤）	2名
第2号	10,000円	監事（非常勤）	1名（会計専門職）

※監査・総会時には、第1号監事には3,000円を、第2号監事には7,000円をそれぞれ加算する。